

告示鹿コン第10号

令和5年4月26日

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会

理事長 下 鶴 隆 央

香港・台湾・韓国市場における個人旅行者向けプロモーション業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

香港・台湾・韓国市場における個人旅行者向けプロモーション業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技に参加する資格を得ようとする者は、下記要領により香港・台湾・韓国市場における個人旅行者向けプロモーション業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

## 記

### 1 業務の概要

インバウンド誘客に向けて、香港・台湾・韓国市場における個人旅行者向けのプロモーションを実施する。

### 2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)及び(3)から(10)までの要件を満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(2)から(9)までの要件を満たしていることとする。

- (1) 鹿児島市内に主たる事務所又は支店等を有する法人であること。
- (2) 共同企業体にあっては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として本企画提案競技に参加しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 告示日以後に鹿児島市から指名停止を受けている期間がない者であること。
- (5) 納期の到来している鹿児島市税（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けて

いるものを除く。)を完納していること。

- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (10) 平成30年4月1日から告示日までの間において東アジア市場における個人旅行者向けプロモーション業務の実績があること。

### 3 参加申込受付

#### (1) 受付期間

令和5年4月26日(水)から5月10日(水)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

#### (2) 受付時間

午前8時45分から午後5時30分まで(正午から午後1時までの時間を除く。)

#### (3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからクまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからクまでの書類を提出すること。

ア 香港・台湾・韓国市場における個人旅行者向けプロモーション業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書(様式1-1又は様式1-2)

イ 会社概要(様式2)

ウ 事業実績(様式3)

エ 使用印鑑届(様式4。印鑑証明書と同じ印鑑を使用する場合は不要)

オ 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式5)

カ 商業登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。写し可)

キ 印鑑証明書(3か月以内に発行されたもの。原本)

ク 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可。新型コロナウイルス感染症の影響による猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類)。鹿児島市で証明書が発行されない場合は、本社所在地の市区町村役場(特別区にあつては都税事務所)発行の法人市(町・村)民税(特別区にあつては法人都民税)納税証明書

#### (4) 提出方法

郵送又は直接持参（ファックスによる申込みは、受け付けない。）

なお、郵送の場合は必着とする。

#### (5) 企画提案競技申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

〒890-0053

鹿児島市中央町10番地 キャンセ7階

公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会（担当：岩崎、林）

電話 099-286-4700

電子メールアドレス kcvb17@ab.auone-net.jp

#### 4 注意事項

(1) 3(3)イからクまでの書類については、共同企業体の場合、代表構成員以外の構成員についても提出すること。

(2) 共同企業体を選定された場合は、選定結果通知後速やかに、共同企業体協定書又は再委託契約書の写し等を別途提出すること（記載事項等については、別途協議する。）。

(3) 参加申込後に辞退する場合は、辞退書（様式7）を提出すること。

#### 5 その他

香港・台湾・韓国市場における個人旅行者向けプロモーション業務委託契約に係る企画提案競技に関する企画提案競技申込書等の情報は、「かごしま市観光ナビ」法人サイト（<https://www.kagoshima-yokanavi.jp/cvb>）において入手することができる。